

一般社団法人 都城青年会議所

会員資格規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人都城青年会議所（以下「この法人」という。）の会員資格に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 入会等

(正会員)

第2条 正会員になろうとする者（以下「入会希望者」という。）は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

(1) この法人に3年度以上在籍可能な者であること。ただし、入会希望者の人格、経歴、業績、社会的地位、社会貢献の程度その他一切の事情を考慮し、特に入会させることが相当であるとして理事会の承認を経た入会希望者については、この限りでない。

(2) 正会員2名以上の推薦を得た者であること。

2 入会希望者の仮入会を推薦する正会員は、総務担当委員長に対して所定の仮入会申込書を提出する。

3 総務担当委員長は前項の申込書を審査し、理事会に提出しなければならない。

4 第2項の正会員は、理事会に出席し、入会希望者に関する質問に応じなければならない。ただし、理事に委託した場合は、この限りでない。

5 入会希望者は、理事会で仮承認を受けた後、次の各号に定める会議等に参加しなければならない。

(1) 総会又は例会

(2) 委員会

(3) オリエンテーション

6 前項の会議等に参加した入会希望者の本入会を推薦する正会員は、総務担当委員長に対して所定の本入会申込書を提出する。

7 理事会の承認を経て入会した正会員は、入会金を納入しなければならない。

8 理事長は、例会において入会承認証並びに会員証を交付する。

(特別会員)

第3条 40歳に達した正会員は、その年度末に正会員としての

資格を失い、特別会員となる資格を取得する。

2 前項の会員が当該年度末までに所定の申込書を提出した場合において、理事会の決議を経たときは、当該会員は翌年度以降、特別会員としての地位を有する。

3 特別会員は、この法人の役員の選挙権及び被選挙資格並びに、総会及び理事会における一切の議決権を有しない。ただし、理事会の諮問がある場合に限り、この法人の運営に関する意見を述べることができる。

4 特別会員は、例会、事業、その他この法人が主催する活動に出席することができる。

(賛助会員)

第4条 この法人の目的に賛同し、その発展を助成しようとする個人、法人又は団体で、理事会の承認されたものは、賛助会員としての地位を有する。

2 賛助会員として入会を希望するものは、賛助会員申込書を提出するものとする。

3 賛助会員は、この法人の役員の選挙権及び被選挙資格並びに総会及び理事会における一切の議決権を有しない。

4 賛助会員は、例会、事業、その他この法人が主催する活動に出席することができる。

(会費の納入)

第5条 正会員は、総会の承認を経た年会費（2月以降に入会した正会員については月割計算した年会費）を毎年6月末日限り、納入するものとする。ただし、7月以降に入会した正会員については、月割計算した年会費を11月末日限り、納入するものとする。

2 特別会員の会費は終身で3万円とし、特別会員となる年の6月30日限り、納入するものとする。

3 賛助会員の年会費は1口1万円とし、毎年6月30日限り、納入するものとする。

第3章 除名等

(会費未納に関する除名手続)

第6条 会員が前条の期日までに会費を納入しない場合には、専務理事は、当該会員に対し、督促状を直ちに発送しなければならない。

2 前項の督促状の発送後10日以内に当該会員から回答が得られない場合には、専務理事は、当該会員に対し、退会勧告状を発送しなければならない。

3 前項の退会勧告状の発送後10日以内に当該会員から回答が得られない場合には、定款第15条に基づき当該会員を除名

することができる。

(欠席に関する除名手続)

第7条 正会員が例会に3回連続して欠席した場合には、専務理事は、当該正会員に対し、出席督促状を直ちに発送しなければならない。

2 前項の出席督促状の発送後10日以内に当該正会員から回答が得られない場合には、定款第15条に基づき当該正会員を除名することができる。年間例会出席率が50%を超えない正会員についても同様とする。

(退 会)

第8条 会員がこの法人を退会しようとするときは、退会届を提出し、理事会の承認を経なければならない。ただし、やむを得ない事由があるときはこの限りでない。

2 会員の退会意思を確認することができない場合において、当該会員の勤務先の代表者が当該会員の退会を希望しているときは、当該代表者が退会届を提出し、理事会の承認を経て、当該会員を退会させることができる。

(休 会)

第9条 長期の県外出張、長期の療養を要する病気、その他やむを得ない事由によって長期間例会に出席することができない正会員は、理事会の承認を経て、休会することができる。

2 正会員の休会が1年を超える場合には、専務理事は、当該正会員に対し、退会を勧告することができる。

附 則 (平成30年12月4日改正)

この規程は、総会の承認を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第29条第1項第4号に定める公益認定の取消しの処分を受けた日から施行する。

総会承認日 平成30年6月28日
取消処分日 平成30年12月 日